

令和7年2月定例会

教育警察常任委員会説明資料
(その他報告関係)

教育警察常任委員会
(警察本部)

条例案の概要

1 条例の名称

熊本県手数料条例等の一部を改正する条例

2 制定改廃の必要性（背景、法令上の根拠等）

自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）の一部改正等に伴い、手数料の規定を整備する必要がある。

3 内容

(1) 手数料を廃止するもの

ア 自動車保管場所標章交付手数料（第2条関係）

イ 自動車保管場所標章再交付申請手数料（第2条関係）

(2) この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(3) 手数料の廃止に伴い、熊本県収入証紙条例の関係規定を整理する。（附則第3項関係）

熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）新旧対照表

旧	新
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 知事は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につき、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(482) (略)</p> <p><u>(483) 自動車の保管場所の確保等に関する法律第6条第1項(同法第7条第2項(同法第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。)、第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。)</u>の規定に基づく保管場所標章の交付 自動車保管場所標章交付手数料 550円</p> <p><u>(484) 自動車の保管場所の確保等に関する法律第6条第3項(自動車の保管場所の確保等に関する法律第7条第2項(自動車の保管場所の確保等に関する法律第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。)、第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。)</u>の規定に基づく保管場所標章の再交付の申請に対する審査 自動車保管場所標章再交付申請手数料 550円</p> <p>(485)～(582)の10 (略)</p> <p>(手数料の納付)</p> <p>第3条 手数料は、次の表の第1欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる者が同表の第3欄に定める時期に納めなければならない。</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 知事は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につき、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(482) (略)</p> <p><u>(483)及び(484) 削除</u></p> <p>(485)～(582)の10 (略)</p> <p>(手数料の納付)</p> <p>第3条 手数料は、次の表の第1欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる者が同表の第3欄に定める時期に納めなければならない。</p>

区分	納付者	納付時期	区分	納付者	納付時期
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第2条第1項第93号の2、第130号から第132号まで、第297号、第298号、第372号、第400号の4、第400号の7、第400号の8、第404号、第405号、第406号、第408号、第412号及び第483号(自動車の保管場所の確保等に関する法律第4条第1項ただし書の規定による通知を行ったときの保管場所標章の <u>交付に係る部分を除く。</u>)の手数料	免許等の交付を受けようとする者	交付のとき。	第2条第1項第93号の2、第130号から第132号まで、第297号、第298号、第372号、第400号の4、第400号の7、第400号の8、第404号、第405号、第406号、第408号及び第412号	免許等の交付を受けようとする者	交付のとき。
(略)	(略)	(略)	の手数料	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

【附則第3項】

熊本県収入証紙条例（昭和39年熊本県条例第24号）新旧対照表

旧		新	
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)	
地方税	(略)	地方税	(略)
使用料	(略)	使用料	(略)
手数料	1～433 (略) 434 自動車保管場所標章交付手数料 435 自動車保管場所標章再交付申請手数料 436～580 (略)	手数料	1～433 (略) 434 及び 435 削除 436～580 (略)

条例案の概要

1 条例の名称

熊本県手数料条例等の一部を改正する条例

2 制定改廃の必要性（背景、法令上の根拠等）

道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）の一部改正に伴い、令和6年11月定例県議会において制定された「熊本県手数料条例の一部を改正する条例」（令和6年熊本県条例第43号）について、改正内容の一部に誤りが判明したことから、当該条例の一部を改正（是正）する必要がある。

3 内容

- (1) 令和6年11月定例県議会で制定された「熊本県手数料条例の一部を改正する条例」のうち「教習指導員審査手数料」について、「改め文」の表現に不足する部分があったため、本来改正する必要のない手数料まで改定されたことから、当該条例の「改め文」を一部改正し手数料の額を是正するもの。

【是正内容】

教習指導員審査の区分	教習指導員審査手数料から更に減ずる額		
	改正前の額	R6.11月議会 (誤)	R7.2月議会 (正)
大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	150円	200円	200円
普通自動車免許に係る教習指導員審査	150円	<u>200円</u>	<u>150円</u>
特定第一種免許(大型特殊・大型自動二輪、普通自動二輪又は牽引免許)に係る教習指導員審査	150円	50円	50円

- (2) この条例は、公布の日から施行する。

熊本県手数料条例の一部を改正する条例(令和6年熊本県条例第43号)新旧対照表

旧	新
<p>熊本県手数料条例(平成12年熊本県条例第9号)の一部を次のように改正する。</p> <p>(中略)</p>	<p>熊本県手数料条例(平成12年熊本県条例第9号)の一部を次のように改正する。</p> <p>(中略)</p>
<p>別表第31の1の項中「4,000円」を「3,800円」に、「3,550円」を「3,650円」に、「1,250円」を「1,200円」に、「4,250円」を「4,450円」に改め、同表2の項中「2,050円」を「2,100円」に改め、同表4の項及び5の項中「1,300円」を「1,350円」に改め、同表6の項中「1,500円」を「1,550円」に改め、同表7の項中「2,550円」を「2,600円」に改め、同表備考1中「2,400円」を「3,000円」に、「900円」を「950円」に、「1,100円」を「1,350円」に、「2,850円」を「2,950円」に改め、同表備考2中「<u>150円を、</u>」を「<u>200円を、</u>」に、「150円を減ずる」を「50円を減ずる」に改める。</p> <p>(後略)</p>	<p>別表第31の1の項中「4,000円」を「3,800円」に、「3,550円」を「3,650円」に、「1,250円」を「1,200円」に、「4,250円」を「4,450円」に改め、同表2の項中「2,050円」を「2,100円」に改め、同表4の項及び5の項中「1,300円」を「1,350円」に改め、同表6の項中「1,500円」を「1,550円」に改め、同表7の項中「2,550円」を「2,600円」に改め、同表備考1中「2,400円」を「3,000円」に、「900円」を「950円」に、「1,100円」を「1,350円」に、「2,850円」を「2,950円」に改め、同表備考2中「<u>準中型自動車免許に係る教習指導員審査については150円</u>」を「<u>準中型自動車免許に係る教習指導員審査については200円</u>」に、「150円を減ずる」を「50円を減ずる」に改める。</p> <p>(後略)</p>

※ 令和6年11月定例県議会で制定された改め文

※ 令和7年2月定例県議会で是正する改め文